

リーフレットの周知のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業については、国民生活及び経済活動を支える役割を果たすべく、様々な物資の輸送に日々取り組んでいるところですが、近年、トラックドライバー不足が深刻な課題となっております。今後、少子高齢化の更なる進展が予想される中、その機能を継続的に発揮していく上で、トラックドライバーの確保を図ることは喫緊の課題となっております。

長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等による長時間労働の発生などトラックドライバーの労働環境は厳しい状況にあるとともに、他の産業に比べて低賃金の傾向にあり、こうしたことが、トラックドライバー不足の要因となっているところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

国土交通省では、トラック事業者が適正な運賃・料金を収受することができる取引環境を整えることが重要との観点から「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、関係省庁の協力も得ながら、その具体的な方策等について検討を行ってまいりました。同検討会において、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として収受できる環境を整備する必要があるとされたところであり、また、こうした取組みはトラックドライバーの労働環境の改善や賃金水準の改善にも重要なものとなります。また、荷待ち時間の改善等は、社会全体としての生産性の向上にも大きく資するものとなります。

こうしたことを受け、今般、荷主の皆様とトラック事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところでありますが、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂くことが重要と考えております。

また、トラックドライバーの長時間労働の改善に向けて、トラック事業者における過労運転などの法令違反行為が、荷主の指示などの主体的な関与によるものと認められるときに、国土交通省が荷主名を公表する荷主勧告についても、勧告の判断基準を明確化したほか、荷主に対し早期に協力要請を行うなどの新たな運用を本年7月から開始しております。

これらについて、国土交通省、全日本トラック協会は、トラック業界における適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「標準運送約款改正」並びに「荷主勧告制度の新たな運用」に関するリーフレットを作成いたしました。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、社内周知等ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

※周知用として各リーフレットのPDFデータを下記URLに掲載しておりますので、こちらもご活用下さい。

・「標準貨物自動車運送約款の改正概要」リーフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001204841.pdf>

・「荷主勧告制度の新たな運用」リーフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>

荷主関係団体 各位

平成29年10月
国土交通省
(公社)全日本トラック協会

リーフレットの周知のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業については、国民生活及び経済活動を支える役割を果たすべく、様々な物資の輸送に日々取り組んでいるところですが、近年、トラックドライバー不足が深刻な課題となっております。今後、少子高齢化の更なる進展が予想される中、その機能を継続的に発揮していく上で、トラックドライバーの確保を図ることは喫緊の課題となっております。

長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等による長時間労働の発生などトラックドライバーの労働環境は厳しい状況にあるとともに、他の産業に比べて低賃金の傾向にあり、こうしたことが、トラックドライバー不足の要因となっているところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

国土交通省では、トラック事業者が適正な運賃・料金を収受することができる取引環境を整えることが重要との観点から「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、関係省庁の協力も得ながら、その具体的な方策等について検討を行ってきました。同検討会において、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として収受できる環境を整備する必要があるとされたところであり、また、こうした取組みはトラックドライバーの労働環境の改善や賃金水準の改善にも重要なものとなります。また、荷待ち時間の改善等は、社会全体としての生産性の向上にも大きく資するものとなります。

こうしたことを受け、今般、荷主の皆様とトラック事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところではありますが、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂くことが重要と考えております。

また、トラックドライバーの長時間労働の改善に向けて、トラック事業者における過労運転などの法令違反行為が、荷主の指示などの主体的な関与によるものと認められるときに、国土交通省が荷主名を公表する荷主勧告についても、勧告の判断基準を明確化したほか、荷主に対し早期に協力要請を行うなどの新たな運用を本年7月から開始しております。

これらについて、国土交通省、全日本トラック協会は、トラック業界における適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「標準運送約款改正」並びに「荷主勧告制度の新たな運用」に関するリーフレットを作成いたしましたので、より多くの荷主の皆様にも周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただき次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、社内周知等ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

※周知用として各リーフレットのPDFデータを下記URLに掲載しておりますので、こちらもご活用下さい。

・「標準貨物自動車運送約款の改正概要」リーフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204841.pdf>

・「荷主勧告制度の新たな運用」リーフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>